特定の分野に係る育成就労制度運用要領

－自動車整備分野の基準について－

令和8年7月
法務省・厚生労働省・国土交通省編

（制定履歴）
令和8年7月21日公表
令和8年9月30日一部改正

○　法務大臣及び厚生労働大臣は、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成28年法律第89号。以下「法」という。）第7条の2第1項に基づき、育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護を図るため、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する基本方針について」（令和7年3月11日閣議決定。以下「基本方針」という。）にのっとり、分野を所管する行政機関の長等と共同して、分野ごとに育成就労に係る制度（以下「育成就労制度」という。）の運用に関する重要事項等を定めた育成就労に係る制度上の運用に関する方針を定めなければならないとされ、自動車整備分野についても「自動車整備分野における特定技能制度に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針」（令和8年1月23日閣議決定。以下「分野別運用方針」という。）が定められました。

○　法及び外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（令和7年法務省・厚生労働省令第4号。以下「規則」という。）においては、各分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該分野に特有の事情に鑑みて告示で基準を定めることが可能となっているところ、自動車整備分野についても、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき自動車整備分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準（令和8年国土交通省告示第637号。以下「告示」という。）において、自動車整備分野固有の基準が定められています。

○　本要領は、告示の基準等の詳細についての留意事項等を定めることにより、自動車整備分野における育成就労制度の適正な運用を図ることを目的としています。

目次

第1　育成就労外国人が従事する業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

第2　育成就労外国人に求められる技能水準等・・・・・・・・・・・・・・・　7

第3　上乗せ基準等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

第4　育成・キャリア形成プログラム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24

第5　技能実習の目標となる試験と育成就労の目標となる試験の関係・・・・25

第1　育成就労外国人が従事する業務

【関係規定】
出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一
二
（育成就労）
育成就労法第十一条第一項に規定する認定育成就労計画に基づいて、講習を受け、及び育成就労法第二条第二号に規定する育成就労産業分野に属する技能を要する業務に従事する活動

法
（認定の基準）
第9条　出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、第八条第一項の認定の申請があった場合（同項の認定を受けようとする育成就労計画が労働者派遣等監理型育成就労を行わせるものである場合を除く。）において、その育成就労計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
一　（略）
二　従事させる業務、当該業務において要する技能、日本語の能力その他の育成就労の目標及び内容として定める事項が、育成就労の区分に応じて主務省令で定める基準に適合していること。
三～十一　（略）

規則
（育成就労の目標及び内容の基準）
第13条　（略）
2　法第九条第一項第二号の主務省令で定める基準のうち育成就労の内容に係るものは、次のとおりとする。
一　従事させる業務において要する技能が次のいずれにも該当するものであること。
イ　業務区分（従事させる業務において要する技能の属する育成就労産業分野に係る分野別運用方針に規定する業務区分をいう。）に属するものであること。
ロ　同一の作業の反復のみによって修得することができるものではないこと。
二～九　（略）

基本方針（抜粋）
第三　特定産業分野及び育成就労産業分野において求められる人材に関する基本的な事項
3　育成就労外国人
（2）育成就労外国人に対しては、育成就労を終了するまでに、育成就労産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を修得していることが求められる。
当該技能の修得に向けては、育成就労分野別運用方針において定める当該育成就労

産業分野の業務区分の中で主たる技能を定めて計画的な育成・評価が行われる必要がある。

当該技能水準は、育成就労分野別運用方針において定める当該育成就労産業分野の業務区分ごとに、育成就労の開始後1年経過時までに技能検定（職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項の「技能検定」をいう。以下同じ。）基礎級又は相当する育成就労評価試験（育成就労法第8条第3項第6号の「育成就労評価試験」をいう。以下同じ。）により、育成就労を終了するまでに技能検定3級等又は特定技能評価試験により確認する。

第四　特定技能所属機関に係る施策並びに育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護を図るための施策に関する基本的な事項

2　育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護を図るための施策に関する基本的事項

（1）育成就労実施者の責務

育成就労実施者は、育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護について育成就労を行わせる者としての責任を自覚し、育成就労法第3条に定める育成就労制度の基本理念にのっとり、適正な労働条件の下で育成就労が実施され、育成就労外国人の人権が保護されるよう、育成就労を行わせる環境の整備に努めるとともに、国及び地方公共団体が講ずる施策に協力する責務がある。

ア　育成就労計画の策定

育成就労制度においては、育成就労産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能及び日本語能力の修得が効果的に行われるよう、育成就労分野別運用方針において定める育成就労産業分野の業務区分の中で主たる技能を定めることを始めとして計画的な育成・評価を行う必要がある。

育成就労計画は、当該育成・評価及びキャリア形成の要であることから、その策定に当たっては、講習の内容、従事させる業務の内容、時間、指導体制等についての検討を行い、育成就労の目標を確実に達成することのできる計画を策定するものとする。

育成就労実施者には認定を受けた育成就労計画に定める育成就労期間の終期まで育成就労を行わせる義務があり、監理型育成就労（育成就労法第2条第3号に規定する「監理型育成就労」をいう。以下同じ。）における監理支援機関（育成就労法第2条第11号に規定する「監理支援機関」をいう。以下同じ。）には当該義務が適切に履行されるよう監理支援を行う義務がある。

したがって、育成就労実施者や監理支援機関の一方的な都合により、育成就労外国人が育成就労期間の途中でその意に反して帰国させられることはあってはならない。

イ　目標として定めた試験の適正な受験等

育成就労の開始後1年が経過する時まで及び育成就労を終了する時までに育成就労外国人に必要な技能及び日本語能力の試験を受けさせることは育成就労実施者の

義務であり、これを通じ育成就労外国人が修得した技能及び日本語能力の評価を行うとともに、指導内容、方法、体制等に改善すべき点がないか点検すべきである。

試験費用については育成就労実施者又は監理支援機関が負担する必要があるほか、育成就労実施者は、受け入れている育成就労外国人に確実に試験を受けさせる観点から、試験の実施者から求めがあった場合には、必要な協力をしていくことが望ましい。

なお、育成就労外国人が限られた育成就労期間の中で、効率的・効果的に技能を修得できるようにするため、育成就労実施者は、育成就労外国人を指導する立場にある育成就労指導員や育成就労計画の策定に携わる者の職業能力の更なる向上を図るべく、これらの者について技能検定その他の試験の受験等を積極的に推奨していくことが望ましい。

分野別運用方針（抜粋）

第三　育成就労制度に関する事項

２　育成就労外国人の育成に関する事項

自動車整備分野において設定する主たる技能は、別表3のa. 業務区分の欄に掲げる業務区分に対応し、それぞれ同表のb. 主たる技能の欄に定めるとおりとする。

その上で、育成就労計画に沿って、3年間の育成就労期間を通じて当該主たる技能を修得するために必要な業務に一定時間計画的に従事させることにより、当該業務と関連するそれぞれの業務区分の範囲内の業務を経験させることとあいまって、自動車整備分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有する人材を育成する。

４　その他育成就労制度の運用に関する重要事項

（1）業務区分及び育成就労外国人が従事する業務

自動車整備分野において設定する業務区分及び従事する業務は、特定技能制度と同一とする（第二2（1）参照）。

【主たる技能及び必須業務】

○　自動車整備分野の育成就労外国人が従事する業務区分において設定する主たる技能、必須業務等については、別紙の育成就労計画審査基準を参照してください。

【業務区分及び育成就労外国人が従事する業務】

○　自動車整備分野において設定する業務区分及び育成就労外国人が従事する業務は、本要領別表の業務区分（従事する業務）の欄に記載のとおりです。

【相談窓口】

○　育成就労外国人の受入れを希望する場合で、事業内容から自動車整備分野で認められた業務に該当するか否か不明な場合の問合せ先は次のとおりです。

国土交通省物流・自動車局自動車整備課
電話:03-5253-8111(内線 42415)

【確認対象の書類】

・ 育成就労計画認定申請書(省令様式第1号、第2号、第3号(1)又は第3号(2))

第2　育成就労外国人に求められる技能水準等

【関係規定】

法

（認定の基準）

第9条　出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、第八条第一項の認定の申請があった場合（同項の認定を受けようとする育成就労計画が労働者派遣等監理型育成就労を行わせるものである場合を除く。）において、その育成就労計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一　（略）

二　従事させる業務、当該業務において要する技能、日本語の能力その他の育成就労の目標及び内容として定める事項が、育成就労の区分に応じて主務省令で定める基準に適合していること。

三　（略）

四　育成就労を終了するまでに、育成就労外国人が修得した技能及び育成就労外国人の日本語の能力の評価を主務省令で定める時期に主務省令で定める方法により行うこと。

五～十一　（略）

2　（略）

規則

（育成就労評価試験）

第6条　法第八条第三項第六号の主務省令で指定する試験は、個別育成就労産業分野ごとに、それぞれ当該個別育成就労産業分野に係る分野別運用方針（法第七条の二第一項に規定する分野別運用方針をいう。以下同じ。）で定める試験とする。

（育成就労の目標及び内容の基準）

第13条　法第九条第一項第二号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の主務省令で定める基準のうち育成就労の目標に係るものは、次の各号に掲げる育成就労の目標の区分に応じ、当該各号に定める事項が定められていることとする。

一　育成就労外国人に修得させる技能に係る育成就労の目標　修得させる技能に係る三級の技能検定又はこれに相当する育成就労評価試験に合格すること。

二　育成就労外国人の日本語の能力に係る育成就労の目標　本邦での生活に必要な日本語能力及び従事させる業務に必要な日本語能力を有していることが試験その他の評価方法により証明されること。

2　法第九条第一項第二号の主務省令で定める基準のうち育成就労の内容に係るものは、次のとおりとする。

一～六（略）

七　イ～ホ（略）

へ　育成就労外国人が本邦での生活に必要な日本語能力及び従事させる業務に必要な日本語能力を一定程度修得するために認定日本語教育機関（日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和五年法律第四十一号）第三条第一項に規定する認定日本語教育機関をいう。以下このへ及び次号において同じ。）に置かれた就労のための課程（認定日本語教育機関認定基準（令和五年文部科学省令第四十号）第二条第二項に規定する就労のための課程をいう。以下このへ及び次号において同じ。）において履修する授業科目の授業時間数（育成就労外国人が過去六月以内に、本邦外において、本邦での生活に必要な日本語能力及び従事させる業務に必要な日本語能力を一定程度修得するために認定日本語教育機関に置かれた就労のための課程において履修した授業科目の授業時間数を含む。）が百時間以上であること。ただし、試験その他の評価方法により本邦での生活に必要な日本語能力及び従事させる業務に必要な日本語能力を一定程度有していることが証明されている場合は、この限りでない。

ト（略）

八　育成就労外国人の日本語の能力に係る育成就労の目標を達成するために認定日本語教育機関に置かれた就労のための課程において百時間以上の授業時間数（育成就労外国人が、入国後講習において、又は過去六月以内に、本邦外において、育成就労外国人の日本語の能力に係る育成就労の目標を達成するために認定日本語教育機関に置かれた就労のための課程において履修した授業科目の授業時間数を含む。）の授業科目を履修することができるよう必要な措置を講じていること。ただし、当該目標が達成されている場合は、この限りでない。

九　前各号に掲げるもののほか、申請者の行わせる育成就労が育成就労産業分野のうち法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野に係るものである場合にあっては、当該特定の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該特定の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

（主務省令で定める評価）

第14条　法第九条第一項第四号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。以下この条及び次条第一項第一号ロにおいて同じ。）の主務省令で定める時期は、次の各号に掲げる時期とし、法第九条第一項第四号の主務省令で定める方法は、当該各号に掲げる時期の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

一　育成就労の対象となっていた期間（法第九条の三ただし書に該当するものとして法第八条の六第一項の認定を受けた育成就労計画に基づく育成就労の対象となっている育成就労外国人にあっては、当該認定の後に育成就労の対象となっていた期間）の合計が一年に達するまで　次に掲げる方法

イ　育成就労外国人に修得させる技能に係る育成就労の目標に係る基礎級の技能検定又はこれに相当する育成就労評価試験による方法

ロ　本邦での生活に必要な日本語能力及び従事させる業務に必要な日本語能力を一定程度有していることを証明する試験その他の評価方法による方法

二　育成就労の終了日まで　次に掲げる方法

イ　育成就労外国人に修得させる技能に係る育成就労の目標に係る三級の技能検定又はこれに相当する育成就労評価試験による方法

ロ　本邦での生活に必要な日本語能力及び従事させる業務に必要な日本語能力を有していることを証明する試験その他の評価方法による方法

2（略）

（法第九条の二第四号イの主務省令で定める期間）

第26条　法第九条の二第四号イ（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める期間は、個別育成就労産業分野ごとに、一年以上二年以下の範囲内でそれぞれ当該個別育成就労産業分野に係る分野別運用方針で定める期間（当該期間が一年を超える場合において、育成就労実施者の変更を制限する期間を一年とする旨を育成就労計画で定めているときは、一年）とする。

（法第九条の二第四号ロの主務省令で定める基準）

第27条　法第九条の二第四号ロ（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　一定の水準の技能を修得していること、一定の水準の日本語能力を有することその他の個別育成就労産業分野ごとにそれぞれ当該個別育成就労産業分野に係る分野別運用方針で定める要件を満たす者であること。

二（略）

基本方針（抜粋）

第三　特定産業分野及び育成就労産業分野において求められる人材に関する基本的な事項

3　育成就労外国人

（2）育成就労外国人に対しては、育成就労を終了するまでに、育成就労産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を修得していることが求められる。

当該技能の修得に向けては、育成就労分野別運用方針において定める当該育成就労産業分野の業務区分の中で主たる技能を定めて計画的な育成・評価が行われる必要がある。

当該技能水準は、育成就労分野別運用方針において定める当該育成就労産業分野の業務区分ごとに、育成就労の開始後1年経過時までに技能検定（職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項の「技能検定」をいう。以下同じ。）基礎級又は相当する育成就労評価試験（育成就労法第8条第3項第6号の「育成就労評価試験」をいう。以下同じ。）により、育成就労を終了するまでに技能検定3級等又は特定技能評価試験により確認する。

（3）育成就労外国人に対しては、就労を開始する前までに、日本語教育の参照枠A1相当以

上を基本としつつ、育成就労産業分野ごとに業務上必要な水準を満たす日本語能力が求められる。

当該日本語能力水準に関しては、育成就労分野別運用方針において定める当該育成就労産業分野の業務区分に対応する日本語能力の試験に合格すること又は相当する日本語講習を認定日本語教育機関（日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和5年法律第41号）第3条第1項の「認定日本語教育機関」をいう。）による就労のための課程の講習（認定日本語教育機関認定基準（令和5年文部科学省令第40号）第23条に基づく「特別の日本語教育課程」を含む。）等において受講することが求められる。

就労開始前までに当該試験に合格していない育成就労外国人については、育成就労の開始から1年経過時までに当該試験に合格することが求められる。

また、育成就労外国人に対しては、育成就労を終了するまでに、日本語教育の参照枠A2相当以上を基本としつつ、育成就労産業分野ごとに業務上必要な水準を満たす日本語能力が求められる。

育成就労外国人は、育成就労分野別運用方針において定める当該育成就労産業分野の業務区分に対応する日本語教育の参照枠A2相当以上の日本語能力の試験に合格することを目標として育成就労に従事し、当該日本語能力の修得に努めなければならない。

分野別運用方針（抜粋）

第三　育成就労制度に関する事項

1　育成就労産業分野において求められる人材の基準に関する事項

自動車整備分野において育成就労の在留資格で受け入れる外国人は次の（1）に定める試験に合格した者又は講習を受講した者とする。また、育成就労の開始後一定期間経過時までに満たしていることが求められる水準は、次の（2）及び（3）にそれぞれ定める試験に合格していることとする。

（1）育成就労の就労を開始するまでに求められる日本語能力水準

① 「日本語教育の参照枠」のA1相当以上の水準と認められるもの

② 認定日本語教育機関（日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和5年法律第41号）第3条第1項の「認定日本語教育機関」をいう。）等における当該水準に相当する日本語講習の受講

（2）育成就労の開始後1年経過時までに満たしていることが求められる水準

ア　技能水準

別表3のc. 技能水準（1年経過時まで）の欄に掲げるもの

イ　日本語能力水準

上記1（1）①に掲げるもの

（3）育成就労を終了するまでに求められる水準

ア　技能水準

別表3のd. 技能水準（育成就労終了まで）の欄に掲げるもの

イ 日本語能力水準

「日本語教育の参照枠」のA2. 2相当以上の水準と認められるもの

3 育成就労産業分野における本人の意向による育成就労実施者の変更（転籍）に関する事項

（1）本人の意向による転籍に当たって必要となる技能水準及び日本語能力水準

自動車整備分野において育成就労外国人が本人の意向による転籍を行うに当たって必要となる技能水準及び日本語能力水準は、次に定める試験にそれぞれ合格していることとする。

ア 技能水準

別表3のc. 技能水準（1年経過時まで）の欄に掲げるもの

イ 日本語能力水準

「日本語教育の参照枠」のA2. 1相当以上の水準と認められるもの

（2）転籍制限期間及びその理由

転籍制限期間は2年とする。

（3）1年を超える転籍制限期間を設定した転籍元の育成就労実施者において講じる待遇向上策

毎年、育成就労制度における当該分野に係る分野別協議会（以下単に「育成就労の協議会」という。）において、当該分野における育成就労実施者の賃上げ率（所定内給与の定期昇給分及びベースアップ分。より高い昇給率となるよう育成就労外国人のみの賃上げ率及び日本人を含む賃上げ率のいずれも考慮する。）を基準に、昇給率を設定・公表する。1年を超える転籍制限期間を設定する育成就労実施者においては、在籍する育成就労外国人の所定内賃金を1年目から2年目にかけて、当該昇給率によって昇給することとする。

○ 育成就労外国人として自動車整備分野の業務に従事する場合には、就労を開始するまでに、以下のいずれかの日本語能力水準を満たすことが求められます。

・ 国際交流基金日本語基礎テスト（JFT-Basic）A1相当以上又は日本語能力試験（JLPT）N5以上の合格

・ 認定日本語教育機関の「就労のための課程」等における当該水準に相当する日本語講習100時間以上の受講

○ 自動車整備分野において育成就労計画を作成する場合には、本要領別表に定める「育成就労の終了日まで」に受験する技能試験及び日本語能力の試験の合格を目標として定めます。また、同試験及び同表に定める「育成就労の対象となった期間の合計が1年に達するまで」に受験する試験をそれぞれ受験させることが必要です。

【確認対象の書類】
・ 本要領別表の「日本語能力水準（技能を修得しようとする業務に従事するまで）」の欄に掲げる試験の合格証明書の写し
・ 育成就労計画認定申請書（省令様式第1号、第2号、第3号（1）又は第3号（2））

【本人意向の転籍が認められる育成就労外国人の技能水準等】

○ 自動車整備分野において、本人意向の転籍が認められるために必要な育成就労外国人の技能水準及び日本語能力水準は、本要領別表（本人意向の転籍時）に定める技能水準及び日本語能力水準となります。

○ 自動車整備分野における転籍制限期間は2年です。

○ 毎年、国土交通省が設置する自動車整備分野における育成就労外国人の受入れに関する協議会（以下「分野別協議会」という。）において、当該分野における育成就労実施者の賃上げ率を基準に、昇給率を設定・公表します。1年を超える転籍制限期間を設定する育成就労実施者においては、在籍する育成就労外国人の所定内賃金を1年目から2年目にかけて、当該昇給率以上の割合によって昇給させなければいけません。

【確認対象の書類】
＜本人意向の転籍時＞
・ 本要領別表「技能水準（本人意向の転籍時）」の欄に掲げる試験の合格証明書の写し
・ 本要領別表「日本語能力水準（本人意向の転籍時）」の欄に掲げる試験の合格証明書の写し
・ 雇用契約書及び雇用条件書（参考様式第1－2号）の写し

第3 上乗せ基準等

【関係規定】

法

（認定の基準）

第9条 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、第八条第一項の認定の申請があった場合（同項の認定を受けようとする育成就労計画が労働者派遣等監理型育成就労を行わせるものである場合を除く。）において、その育成就労計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 （略）

二 従事させる業務、当該業務において要する技能、日本語の能力その他の育成就労の目標及び内容として定める事項が、育成就労の区分に応じて主務省令で定める基準に適合していること。

三、四 （略）

五 育成就労を行わせる体制及び事業所の設備が主務省令で定める基準に適合していること。

六～十一 （略）

（認定育成就労計画に従った監理支援等）

第39条

1～3 （略）

4 前三項に規定するもののほか、監理支援機関は、監理型育成就労の実施状況の監査その他の業務の実施に関し主務省令で定める基準に従い、その業務を実施しなければならない。

5 （略）

規則

（育成就労の内容の基準）

第13条 法第九条第一項第二号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の主務省令で定める基準のうち育成就労の目標に係るものは、次の各号に掲げる育成就労の目標の区分に応じ、当該各号に定める事項が定められていることとする。

一、二 （略）

2 法第九条第一項第二号の主務省令で定める基準のうち育成就労の内容に係るものは、次のとおりとする。

一～八 （略）

九 前各号に掲げるもののほか、申請者の行わせる育成就労が育成就労産業分野のうち法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野に係るものである場合にあっては、当該特定の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該特定の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

（育成就労を行わせる体制及び事業所の設備の基準）

第15条　法第九条第一項第五号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の主務省令で定める基準のうち育成就労を行わせる体制に係るものは、次のとおりとする。

一～十二　（略）

十三　前各号に掲げるもののほか、申請者の行わせる育成就労が育成就労産業分野のうち法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野に係るものである場合にあっては、当該特定の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該特定の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

2　法第九条第一項第五号の主務省令で定める基準のうち育成就労を行わせる事業所の設備に係るものは、次のとおりとする。

一　（略）

二　前号に掲げるもののほか、申請者の行わせる育成就労が育成就労産業分野のうち法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野に係るものである場合にあっては、当該特定の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該特定の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

（監理支援機関の業務の実施に関する基準）

第67条　法第三十九条第四項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～十九　（略）

二十　前各号に掲げるもののほか、監理支援を行う監理型育成就労が育成就労産業分野のうち法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野に係るものである場合にあっては、当該特定の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該特定の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示

（育成就労の内容の基準）

第1条　自動車整備分野に係る外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十三条第二項第九号の告示で定める基準は、入国後講習において、自動車整備分野に関する講習（国土交通大臣が指定する教材を使用して、自動車整備に関する基礎的な知識を修得させるものに限る。）を実施することとしていること（育成就労外国人が当該講習を入国前講習において受けた場合を除く。）とする。

（育成就労を行わせる体制の基準）

第2条　自動車整備分野に係る規則第十五条第一項第十三号の告示で定める基準は、次のとおりとする。

一　育成就労指導員が、次のいずれかに該当する者であること。

イ　自動車整備士技能検定規則（昭和二十六年運輸省令第七十一号。以下「検定規則」という。）の規定による一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格した者

ロ　検定規則の規定による三級の自動車整備士の技能検定に合格した者であって、その後

自動車の整備作業について三年以上の実務の経験を有する者（業務区分が自動車整備である場合に限る。）

ハ　検定規則の規定による自動車車体・電子制御装置整備士の技能検定に合格した者（業務区分が車体整備である場合に限る。）

二　申請者（規則第七条第二号に規定する申請者をいう。）が、次のいずれにも該当すること。

イ　自動車整備分野に係る分野別協議会（外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第五十四条第一項に規定する分野別協議会をいう。以下同じ。）において協議が調った事項に関する措置を講ずることとしていること。

ロ　自動車整備分野に係る分野別協議会に対し、必要な協力を行うこととしていること。

ハ　自動車整備分野における育成就労外国人の受入れに関し、国土交通大臣又はその委託を受けた者が行う調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行うこととしていること。

三　育成就労外国人との間で締結された雇用契約に基づき育成就労外国人を自動車整備分野の実務に従事させたときは、当該育成就労外国人からの求めに応じ、当該育成就労外国人に対し、当該契約に係る実務の経験を証明する書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供することとしていること。

（育成就労を行わせる事業所の設備の基準）

第3条　自動車整備分野に係る規則第十五条第二項第二号の告示で定める基準は、育成就労を行わせる事業所が、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十八条第一項に規定する認証（業務区分が自動車整備である場合にあっては、当該認証が、対象とする自動車の種類として二輪の小型自動車のみが指定され、又は業務の範囲が限定されて行われたものでないものに限る。）を受けたものであることとする。

（監理支援機関の業務の実施に関する基準）

第4条　自動車整備分野に係る規則第六十七条第二十号の告示で定める基準は、次のとおりとする。

一　監理支援機関が、次のいずれにも該当すること

イ　自動車整備分野に係る分野別協議会に加入していること。

ロ　自動車整備分野に係る分野別協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずることとしていること。

ハ　自動車整備分野に係る分野別協議会に対し、必要な協力を行うこととしていること。

ニ　自動車整備分野における育成就労外国人の受入れに関し、国土交通大臣又はその委託を受けた者が行う調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行うこととしていること。

二　規則第六十七条第九号後段に規定する修得させようとする技能について一定の経験又は知識を有する役員又は職員が次のいずれかに該当する者であること。

イ　検定規則の規定による一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格した者

ロ　自動車整備士の養成施設（道路運送車両法第五十五条第三項に規定する自動車整備士の養成施設をいう。）において五年以上の指導に係る実務の経験を有する者

ハ　検定規則の規定による三級の自動車整備士の技能検定に合格した者であって、その後自動車の整備作業について三年以上の実務の経験を有する者（業務区分が自動車整備である場合に限る。）

ニ　検定規則の規定による自動車車体・電子制御装置整備士の技能検定に合格した者（業務区分が車体整備である場合に限る。）

基本方針（抜粋）

第二　特定産業分野及び育成就労産業分野に関する基本的な事項等

2　育成就労産業分野及び労働者派遣等育成就労産業分野の選定に関する基本的な事項並びに育成就労外国人の雇用形態

（3）育成就労外国人の雇用形態

育成就労外国人（育成就労法第2条第4号に規定する「育成就労外国人」をいう。以下同じ。）の雇用形態については、原則として、フルタイムとした上で直接雇用とする。

分野別運用方針（抜粋）

第三　育成就労制度に関する事項

4　その他育成就労制度の運用に関する重要事項

（2）育成就労外国人の雇用形態

直接雇用に限る。

（3）育成就労産業分野に特有の事情に鑑みて講じる措置等

ア　育成就労実施者に対して特に課す条件

①　育成就労実施者は、育成就労の協議会に対し必要な協力を行うこと。

②　育成就労実施者は、国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導に対し必要な協力を行うこと。

③　育成就労実施者は、認証工場であること。ただし、対象とする業務区分が自動車整備である場合には、当該認証工場は対象とする自動車が二輪車のみでないこと又は対象とする装置に制限がないこと。

④　育成就労指導員は次のいずれかに該当するものであること。

ⅰ　1級又は2級の自動車整備士の技能検定に合格した者

ⅱ　3級の自動車整備士の技能検定に合格した日から自動車整備作業に関し3年以上の実務の経験を有する者（自動車整備業務区分に限る。）

ⅲ　自動車車体・電子制御装置整備士の技能検定に合格した者（車体整備業務区分に限る。）

⑤　育成就労外国人の当該育成就労実施者における自動車整備分野に係る実務経験を証する書面を交付すること。

イ 監理支援機関に対して特に課す条件

① 育成就労の協議会に加入すること。

② 監理支援機関は育成就労の協議会に対し必要な協力を行うこと。

③ 監理支援機関は国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導に対し必要な協力を行うこと。

④ 育成就労計画作成指導者は次のいずれかに該当するものであること。

ⅰ 1級又は2級の自動車整備士の技能検定に合格した者

ⅱ 自動車整備士の養成施設において5年以上の指導に係る実務の経験を有する者

ⅲ 3級の自動車整備士の技能検定に合格した日から自動車整備作業に関し3年以上の実務の経験を有する者（自動車整備業務区分に限る。）

ⅳ 自動車車体・電子制御装置整備士の技能検定に合格した者（車体整備業務区分に限る。）

ウ 育成就労の内容に対して特に課す条件

入国後講習において、自動車整備分野に関する講習（国土交通大臣が指定する教材を使用して、自動車整備に関する基礎的な知識を習得させるものに限る。）を実施すること。

1. 育成就労外国人の雇用形態

○ 直接雇用に限られます。

○ 自動車整備分野は、労働者派遣等育成就労産業分野として定められていないため、労働者派遣等の形態により育成就労外国人を就労させることはできません。

2. 育成就労産業分野に特有の事情に鑑みて講じる措置等

○ 育成就労の内容、育成就労を行わせる体制、育成就労を行わせる事業所の設備及び監理支援機関の業務の実施に係る基準として、自動車整備分野に特有の事情に鑑みて規則第13条第2項第9号、第15条第1項第13号、第15条第2項第2号及び第67条第20号に基づき告示をもって定めたものです。

（1）育成就労の内容の基準に関するもの

告示

（育成就労の内容の基準）

第1条 自動車整備分野に係る外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十三条第二項第九号の告示で定める基準は、入国後講習において、自動車整備分野に関する講習（国土交通大臣が指定する教材を使用して、自動車整備に関する基礎的な知識を修得させるものに限る。）を実施することとし

ていること(育成就労外国人が当該講習を入国前講習において受けた場合を除く。)とする。

○　自動車整備分野において育成就労外国人の受入れを行う場合は、入国後講習又は入国前講習において、以下の国土交通大臣が指定する教材を全て使用して、自動車整備分野に関する基礎的な知識を修得させる講習を行わなければなりません。

○　国土交通大臣が指定する教材とは、次のものを指します。

・「基礎自動車整備作業」(一般社団法人日本自動車整備振興会連合会作成)

・「育成就労制度自動車整備分野安全衛生教本」(育成就労制度自動車整備分野 WG 分科会作成)

なお、育成就労制度自動車整備分野安全衛生教本は一般社団法人日本自動車整備振興会連合会のホームページで公表されています。

(URL:https://www.jaspa.or.jp/)

【確認対象の書類】

・ 育成就労計画認定申請書(省令様式第1号、第2号、第3号(1)又は第3号(2))

・ 自動車整備分野における育成就労外国人の受入れに関する誓約書(育成就労実施者用)(自動車整備分野参考様式第1号)

(2)育成就労を行わせる体制の基準に関するもの

告示

(育成就労を行わせる体制の基準)

第2条　自動車整備分野に係る規則第十五条第一項第十三号の告示で定める基準は、次のとおりとする。

一　育成就労指導員が、次のいずれかに該当する者であること。

イ　自動車整備士技能検定規則(昭和二十六年運輸省令第七十一号。以下「検定規則」という。)の規定による一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格した者

ロ　検定規則の規定による三級の自動車整備士の技能検定に合格した者であって、その後自動車の整備作業について三年以上の実務の経験を有するもの(業務区分が自動車整備である場合に限る。)

ハ　検定規則の規定による自動車車体・電子制御装置整備士の技能検定に合格した者(業務区分が車体整備である場合に限る。)

二　申請者(規則第七条第二号に規定する申請者をいう。)が、次のいずれにも該当すること。

イ　自動車整備分野に係る分野別協議会(外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号)第五十四条第一項に

規定する分野別協議会をいう。以下同じ。）において協議が調った事項に関する措置を講ずることとしていること。

ロ　自動車整備分野に係る分野別協議会に対し、必要な協力を行うこととしていること。

ハ　自動車整備分野における育成就労外国人の受入れに関し、国土交通大臣又はその委託を受けた者が行う調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行うこととしていること。

三　育成就労外国人との間で締結された雇用契約に基づき育成就労外国人を自動車整備分野の実務に従事させたときは、当該育成就労外国人からの求めに応じ、当該育成就労外国人に対し、当該契約に係る実務の経験を証明する書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供することとしていること。

○　育成就労指導員は、次のいずれかに該当する者を選任する必要があります。

①　1級又は2級の自動車整備士の技能検定に合格した者

②　3級の自動車整備士の技能検定に合格した日から自動車整備作業に関し3年以上の実務の経験を有する者（業務区分が自動車整備である場合に限る。）

③　自動車車体・電子制御装置整備士又は自動車車体整備士（※）の技能検定に合格した者（業務区分が車体整備である場合に限る。）

※　自動車整備士技能検定規則等の一部を改正する省令（令和4年国土交通省令第46号）附則第6条の規定により、自動車車体整備士の技能検定に合格している者は、自動車車体・電子制御装置整備士の技能検定に合格している者とみなされます。

○　育成就労実施者は、自動車整備分野の育成就労外国人を受け入れる場合は、当該育成就労外国人に係る育成就労計画の認定申請の前に、分野別協議会に加入していることが必要です。

○　分野別協議会では、育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護を図るため、自動車整備分野に特有の事情に鑑み、固有の措置の設定について協議を行います。育成就労実施者は、分野別協議会で協議が調った事項に関する措置を適切に講じることが必要となります。

○　育成就労実施者は、分野別協議会に対し、必要な協力を行わなければならないほか、自動車整備分野における育成就労外国人の受入れに関し、国土交通大臣又はその委託を受けた者が行う調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対し必要な協力を行わなければなりません。

○　育成就労実施者が、分野別協議会において協議が調った事項に関する措置を講じない場合や、分野別協議会等に対し必要な協力を行わない場合には、基準に適合しないこととなります。

○　育成就労実施者は、育成就労外国人からの求めに応じ、当該育成就労実施者における自動車整備分野に係る実務経験を証する書面（電磁的記録も可）を交付することが必要となります。

○　分野別協議会に関する事項は国土交通省のホームページを御覧ください。
（URL：https://www.mlit.go.jp/jidosha_ESD_00001.html）

○　分野別協議会に関する問合せ先は次のとおりです。
国土交通省物流・自動車局自動車整備課
電話：03－5253－8111（内線：42415）

【確認対象の書類】
・　分野別協議会の構成員であることの証明書（育成就労実施者）
・　自動車整備分野における育成就労外国人の受入れに関する誓約書（育成就労実施者用）（自動車整備分野参考様式第1号）
＜選任予定の育成就労指導員が①に該当する場合＞
・　1級又は2級の自動車整備士の技能検定に合格したことを証明する資料
＜選任予定の育成就労指導員が②に該当する場合＞
・　3級の自動車整備士の技能検定に合格したことを証明する資料
・　自動車整備作業に関する実務経験の証明書（自動車整備分野参考様式第2号）
＜選任予定の育成就労指導員が③に該当する場合＞
・　自動車車体・電子制御装置整備士又は自動車車体整備士の技能検定に合格したことを証明する資料

（3）育成就労を行わせる事業所の設備の基準に関するもの

告示
（育成就労を行わせる事業所の設備の基準）
第3条　自動車整備分野に係る規則第十五条第二項第二号の告示で定める基準は、育成就労を行わせる事業所が、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十八条第一項に規定する認証（業務区分が自動車整備である場合にあっては、当該認証が、対象とする自動車の種類として二輪の小型自動車のみが指定され、又は業務の範囲が限定されて行われたものでないものに限る。）を受けたものであることとする。

○　育成就労を行わせる事業所は、自動車特定整備事業の認証を受けている必要があります。ただし、業務区分が自動車整備の場合は当該認証が、対象とする自動車の種類として二輪の小型自動車のみを指定されたもの又は業務の範囲が限定されて行われたものは認められません。

【確認対象の書類】
・ 分野別協議会の構成員であることの証明書（育成就労実施者）

（4）監理支援機関の業務の実施に関する基準に関するもの

告示
（監理支援機関の業務の実施に関する基準）
第4条　自動車整備分野に係る規則第六十七条第二十号の告示で定める基準は、次のとおりとする。
一　監理支援機関が、次のいずれにも該当すること
イ　自動車整備分野に係る分野別協議会に加入していること。
ロ　自動車整備分野に係る分野別協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずることとしていること。
ハ　自動車整備分野に係る分野別協議会に対し、必要な協力を行うこととしていること。
ニ　自動車整備分野における育成就労外国人の受入れに関し、国土交通大臣又はその委託を受けた者が行う調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行うこととしていること。
二　規則第六十七条第九号後段に規定する修得させようとする技能について一定の経験又は知識を有する役員又は職員が、次のいずれかに該当する者であること。
イ　検定規則の規定による一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格した者
ロ　自動車整備士の養成施設（道路運送車両法第五十五条第三項に規定する自動車整備士の養成施設をいう。）において五年以上の指導に係る実務の経験を有する者
ハ　検定規則の規定による三級の自動車整備士の技能検定に合格した者であって、その後自動車の整備業務について三年以上の実務の経験を有する者（業務区分が自動車整備である場合に限る。）
ニ　検定規則の規定による自動車車体・電子制御装置整備士の技能検定に合格した者（業務区分が車体整備である場合に限る。）

○　監理支援機関は、自動車整備分野を取扱い職種の範囲として監理支援事業を行おうとする場合は、あらかじめ分野別協議会に加入していることが必要です。

○　監理支援機関は、分野別協議会で協議が調った事項に関する措置を適切に講じることが必要です。

○　監理支援機関は、分野別協議会に対し、必要な協力を行わなければならないほか、自動車整備分野における育成就労外国人の受入れに関し、国土交通大臣又はその委託を受けた者が行う調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他の業務に対して必要な協力を行わなければなりません。

○　監理支援機関が、分野別協議会において協議が調った事項に関する措置を講じない場合や、分野別協議会等に対し必要な協力を行わない場合には、基準に適合しないこととなります。

○　育成就労計画作成指導者は、次のいずれかに該当する者を選任する必要があります。

①　1級又は2級の自動車整備士の技能検定に合格した者

②　自動車整備士の養成施設において5年以上の指導に係る実務の経験を有する者

③　3級の自動車整備士の技能検定に合格した日から自動車整備作業に関し3年以上の実務の経験を有する者（業務区分が自動車整備である場合に限る。）

④　自動車車体・電子制御装置整備士又は自動車車体整備士（※）の技能検定に合格した者（業務区分が車体整備である場合に限る。）

※　自動車整備士技能検定規則等の一部を改正する省令（令和4年国土交通省令第46号）附則第6条の規定により、自動車車体整備士の技能検定に合格している者は、自動車車体・電子制御装置整備士の技能検定に合格している者とみなされます。

【確認対象の書類】

・ 分野別協議会の構成員であることの証明書（監理支援機関）

＜選任予定の育成就労計画作成指導者が①に該当する場合＞

・ 1級又は2級の自動車整備士の技能検定に合格したことを証明する資料

＜選任予定の育成就労計画作成指導者が②に該当する場合＞

・ 養成施設における指導に係る実務経験証明書（自動車整備分野参考様式第3号）

＜選任予定の育成就労計画作成指導者が③に該当する場合＞

・ 3級の自動車整備士の技能検定に合格したことを証明する資料

・ 自動車整備作業に関する実務経験の証明書（自動車整備分野参考様式第2号）

＜選任予定の育成就労計画作成指導者が④に該当する場合＞

・ 自動車車体･電子制御装置整備士又は自動車車体整備士の技能検定に合格したことを証明する資料

第4　育成・キャリア形成プログラム

分野別運用方針（抜粋）

第一　特定技能制度及び育成就労制度に共通する事項

4　その他特定技能制度及び育成就労制度に係る制度の運用に共通する重要事項

（1）特定技能外国人及び育成就労外国人のキャリア形成等に関する事項

国土交通省は、関係業界等と協働して、育成就労に係る専門技能や日本語能力等の修得を内容とする自動車整備分野における「育成・キャリア形成プログラム（以下「育成プログラム」という。）」を策定する。自動車整備分野における育成プログラムは、次の事項を含む特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとすることを基本とし、育成就労外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界及び育成就労実施者等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針とする。

①　専門的な技能

②　日本語能力その他キャリア形成に必要な事項

○　自動車整備分野における育成・キャリア形成プログラムは、次の事項を含む特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとすることを基本とし、育成就労外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界及び育成就労実施者等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針です。

①　専門的な技能

②　日本語能力その他キャリア形成に必要な事項

○　自動車整備分野における育成・キャリア形成プログラムは、国土交通省のホームページに掲載されます。

第5　技能実習の目標となる試験と育成就労の目標となる試験の関係

○　技能実習の目標となる試験と同一又は相当する育成就労産業分野に係る分野別運用方針に定められた試験との関係は、以下の表のとおりです。

　なお、技能実習を行っていた期間等に応じ、育成就労の通算期間等に関する基準を満たす必要もあるので注意してください。例えば、技能実習を3年以上行っている場合は、育成就労計画の認定を受けることができず、技能実習を2年を超えて行っている場合は、下表において対応する業務区分以外の育成就労を行わせることができません。

技能実習の目標となる試験	育成就労産業分野	業務区分	育成就労の目標となる試験
外国人自動車整備技能実習評価試験（専門級）	自動車整備分野	自動車整備	自動車整備業務育成就労評価試験（専門級）

別表

業務区分（従事する業務）	主たる技能	技能水準			日本語能力水準			
		育成就労の対象となった期間の合計が1年に達するまで	本人意向の転籍時	育成就労の終了日まで	技能を修得しようとする業務に従事するまで	育成就労の対象となった期間の合計が1年に達するまで	本人意向の転籍時	育成就労の終了日まで
自動車整備（自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備及び特定整備に付随する基礎的な業務）	自動車整備	自動車整備業務育成就労評価試験（初級）	自動車整備業務育成就労評価試験（初級）	自動車整備業務育成就労評価試験（専門級）	国際交流基金日本語基礎テスト（JFT－Basic）A1相当以上若しくは日本語能力試験（JLPT）N5以上 又は 認定日本語教育機関（日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和5年法律第41号）第3条第1項の「認定日本語教育機関」をいう。）等における当該水準に相当する日本語講習の受講	国際交流基金日本語基礎テスト（JFT－Basic）A1相当以上又は日本語能力試験（JLPT）N5以上	国際交流基金日本語基礎テスト（JFT－Basic）A2．1相当以上又は日本語能力試験（JLPT）N4以上	国際交流基金日本語基礎テスト（JFT－Basic）A2．2相当以上又は日本語能力試験（JLPT）N4以上
車体整備（車体の板金、塗装、ボデー・フレームの修正及びこれらに付随する特定整備の基礎的な業務）	車体整備	車体整備業務育成就労評価試験（初級）	車体整備業務育成就労評価試験（初級）	車体整備業務育成就労評価試験（専門級）				

【別紙】

自動車整備分野

育成就労計画審査基準一覧

業務区分	主たる技能	ページ数
自動車整備業務区分	自動車整備	1
車体整備業務区分	車体整備	3

【別紙】

育成就労計画審査基準
自動車整備分野（自動車整備業務区分）／ 主たる技能：自動車整備

<table>
<tr><td>技能の定義</td><td colspan="2">道路運送車両法に基づく、日常点検整備（※１）、定期点検整備（※２）、特定整備（※３）、新規検査における整備（※４）、継続検査における整備（※５）、構造等変更検査における整備（※６）、一般整備(※７)の作業を行うための技能をいう。

※１　日常点検整備とは、道路運送車両法（昭和２６年６月１日法律第１８５号）第４７条の２の整備をいう。
※２　定期点検整備とは、道路運送車両法第４８条第２項において読み替えて準用する同法第４７条の２第３項の整備をいう。
※３　特定整備とは、道路運送車両法第４９条第２項に基づく、道路運送車両法施行規則（昭和２６年８月１６日運輸省令第７４号）第３条に該当する整備をいう。
※４　新規検査とは、道路運送車両法第第５９条の検査をいう。
※５　継続検査とは、道路運送車両法第６２条の検査をいう。
※６　構造等変更検査とは、道路運送車両法第６７条の検査をいう。
※７　一般整備とは、故障修理等で入庫した自動車の整備をいう。
(参考)必須業務の①ｉ）の 車検とは、上記※４～※６までの検査をいう。

注　特定整備作業を行う場合、道路運送車両法（昭和２６年６月１日法律第１８５号）第７８条に基づき、地方運輸局長から自動車特定整備事業の認証を受けた事業場における作業でなければならない。なお、対象とする自動車の種類として、二輪自動車のみが指定され、又は業務の範囲が限定された事業場は除くものとする。</td></tr>
<tr><td>必須業務</td><td>１年目
自動車整備作業
①自動車点検整備作業
ｉ)各装置の車検、定期点検項目の良否判定
及びそれに基づく整備の補助作業
1. ステアリング装置
2. ブレーキ装置
3. 走行装置
4. サスペンション装置
5. 動力伝達装置
6. 電気装置
7. エンジン装置
8. 排出ガス発散防止装置
9. 附属装置</td><td>２年目、３年目
自動車整備作業
①自動車点検整備作業
ｉ)各装置の車検、定期点検項目の良否
判定及びそれに基づく整備作業
1. ステアリング装置
2. ブレーキ装置
3. 走行装置
4. サスペンション装置
5. 動力伝達装置
6. 電気装置
7. エンジン装置
8. 排出ガス発散防止装置
9. 附属装置
②自動車分解整備作業
ｉ)各装置の分解整備、各種テスター・測定
機器類による各装置の複雑な良否判定
及びそれに基づく整備作業
1. ステアリング装置
2. ブレーキ装置
3. 走行装置
4. サスペンション装置
5. 動力伝達装置
6. 電気装置
7. エンジン装置
8. 排出ガス発散防止装置
9. 附属装置</td></tr>
<tr><td>安全衛生業務</td><td colspan="2">①雇入れ時等の安全衛生教育
②作業開始前の安全確認作業
③整理・整頓・清掃・清潔・習慣の遵守
④作業者間の安全確認作業
⑤保護具及び安全標識・装置の確認作業
⑥自動車整備における事故・疾病予防
⑦自動車整備関連機器及び油脂類等の安全確認作業
⑧労働衛生上の有害性を防止するための作業
⑨異常時の応急措置を修得するための作業</td></tr>
</table>

【別紙】

育成就労計画審査基準
自動車整備分野（自動車整備業務区分）／ 主たる技能：自動車整備

その他従事する業務の例	(1)自動車整備業務区分に属する業務のうち、必須業務及び安全衛生業務以外の業務 ①部品番号検索・部内発注作業 ②車枠車体の整備調整作業 ③ナビ・ETC等の電装品の取付作業 ④自動車板金塗装作業 (2)自動車整備業務区分に関連する業務　※(2)の業務は付随的に従事することが可能です。 ①洗車作業 ②下廻り塗装作業 ③車内清掃作業 ④構内清掃作業 ⑤部品等運搬作業 ⑥設備機器等清掃作業
使用する素材、材料等（該当するものを選択すること。）	自動車整備に係る構成部品： 保安部品、定期交換部品、消耗部品、外装部品、その他構成部品
使用する機械、器具等（該当するものを選択すること。）	①設備、機械等 1. リフト、ジャッキ 2. 検査ライン機器一式 3. クレーン・チェーンブロック 4. 溶接機 5. プレス 6. バイス 7. エアーコンプレッサー 8. 塗装関連機器 9. 洗浄装置・機器、部品洗浄槽 10. バッテリー充電器 ②工具、計測器具等 1. スパナ各種 2. メガネレンチ各種 3. プライヤー各種 4. ハンマー各種 5. 六角レンチ各種 6. ボックスレンチ各種 7. ドライバー各種 8. カッター 9. ホイールプーラー、ベアリング レースプーラー等プーラ-各種 10. グリースガン、シャシルブリケーター 11. トルクレンチ 12. ノギス、マイクロメータ等測定器 13. 各種スケール 14. コンプレッションゲージ、シックネスゲージ、ダイヤルゲージ、タイヤゲージ、トーイングージ、キャンバキャスタゲージ、ターニングラジアスゲージ等ゲージ各種 15. サスペンション用測定器具 16. バキュームポンプ 17. 圧力計 18. サーキットテスター 19. 比重計 20. エンジン回転計 21. タイミングライト 22. 一酸化炭素測定器 23. 炭化水素測定器 24. 黒煙測定器 25. オパシメーター 26. スキャンツール
製品等の例（該当するものを選択すること。）	自動車整備完成車両が製品である。 対象車両：普通自動車、小型自動車、軽自動車、二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）、大型特殊自動車（道路運送車両法施行規則（昭和２６年８月１６日運輸省令第７４号）第２条別表第１に定める自動車（ただし、小型特殊自動車を除く。））

【別紙】

育成就労計画審査基準
自動車整備分野（車体整備業務区分）／ 主たる技能：車体整備

<table>
<tr><td>技能の定義</td><td colspan="2">車体整備（※１）及びこれに付随する道路運送車両法に基づく特定整備（※２）の作業を行うための技能をいう。

※１　車体整備とは、事故や経年劣化による損傷で入庫した自動車の整備であり、板金、塗装、ボデー・フレーム修正をいう。
※２　特定整備とは、道路運送車両法（昭和２６年６月１日法律第１８５号）第４９条第２項に基づく、道路運送車両法施行規則（昭和２６年８月１６日運輸省令第７４号）第３条に該当する整備をいう。

注　特定整備作業を行う場合、道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第７８条に基づき、地方運輸局長から自動車特定整備事業の認証を受けた事業場における作業でなければならない。</td></tr>
<tr><td>必須業務</td><td>１年目

車体整備作業
①自動車板金、塗装作業
ⅰ）各部品の脱着、取替及び板金作業並びにそれに基づく付随作業及び補助作業
1.外装部品
2.ぎ装品
3.電装品
4.電子制御装置
ⅱ）外装部品および内装部品の塗装作業並びにそれに基づく付随作業及び補助作業
1.金属塗装
2.金属塗装（板金部位）
3.樹脂塗装</td><td>２年目、３年目

車体整備作業
①自動車板金、塗装作業
ⅰ）各部品の脱着、取替及び板金作業並びにそれに基づく付随作業
1.外装部品
2.ぎ装品
3.電装品
4.電子制御装置
ⅱ）外装部品および内装部品の塗装作業並びにそれに基づく付随作業
1.金属塗装
2.金属塗装（板金部位）
3.樹脂塗装
②ボデー・フレームの修正、溶接作業
ⅰ）ボデー・フレームの修正作業並びにそれに基づく付随作業及び補助作業
1.前面変形修正
2.側面変形修正
3.後部変形修正
ⅱ）溶接作業並びにそれに基づく付随作業及び補助作業
1.電気抵抗スポット溶接
③損傷診断及び自動車特定整備作業（※③は３年目のみ）
ⅰ）損傷診断作業並びにそれに基づく付随作業
1.車体寸法計測
2.ホイールアライメント計測
3.各種テスターによる良否判定
ⅱ）自動車特定整備作業並びにそれに基づく付随作業
1.カメラ測定、校正作業
2.レーダー測定、校正作業
3.センサー測定、校正作業</td></tr>
<tr><td>安全衛生業務</td><td colspan="2">①雇入れ時等の安全衛生教育　⑥安全標識・装置の確認作業
②作業開始前の安全確認作業　⑦自動車車体整備における事故・疾病予防
③整理・整頓・清潔・清掃・習慣の遵守　⑧自動車車体整備関連機器及び油脂類等の安全確認作業
④作業者間の安全確認作業　⑨労働安全衛生上の有害性を防止するための作業
⑤保護具の装着の安全確認作業　⑩異常時の応急措置を習得するための作業</td></tr>
</table>

【別紙】

育成就労計画審査基準
自動車整備分野（車体整備業務区分）／ 主たる技能：車体整備

その他従事する業務の例	（１）車体整備業務区分に属する業務のうち、必須業務及び安全衛生業務以外の業務 ①自動車特定整備作業 １.ステアリング装置 ２.ブレーキ装置 ３.走行装置 ４.サスペンション装置 ５.動力伝達装置 ６.電気装置 ７.エンジン装置 ８.排出ガス発散防止装置 ９.附属装置 ②部品番号検索・部内発注作業 ③ナビ・ETC・ドライブレコーダ等の電装品の取付作業 ④ガラスの脱着及び取替作業 ⑤ボディー及びガラスのフィルム施工作業 ⑥自動車架装の製作及び修理 ⑦ボデーコーティングの施工作業 ⑧エアコンに関する整備 （２）車体整備業務区分に関連する業務　※（２）の業務は付随的に従事することが可能です。 ①洗車作業 ②下回り塗装作業 ③車内清掃作業 ④構内清掃作業 ⑤部品等運搬作業 ⑥設備機器等清掃作業
使用する素材、材料等（該当するものを選択すること。）	（１）自動車車体整備に係る構成部品 保安部品、定期交換部品、消耗部品、外装部品、ぎ装品、電装品、その他構成部品 （２）自動車車体整備に係る材料等 パテ類、研磨紙、シーラー類、接着剤、充填剤、自動車補修用塗料各種、養生紙、冷媒、油脂類、その他
使用する機械、器具等（該当するものを選択すること。）	①設備、機械等 １.リフト、ジャッキ ２.検査ライン機器一式 ３.クレーン・チェーンブロック ４.プレス ５.バイス ６.エアーコンプレッサー ７.塗装機器・乾燥装置 ８.洗浄装置・機器、部品洗浄槽 ９.バッテリー充電器 10.電気抵抗スポット溶接機 11.車体修正機 12.車枠矯正装置 13.板金用油圧機器 14.板金定盤 15.ヘッドライトテスタ 16.ホイールアライメントテスタ 17.ボール盤 18.集塵機 19.計量調色機 20.タイヤチェンジャー・バランサー 21.フロンガス回収交換機 ②工具、計測器具等 １.スパナ各種 ２.メガネレンチ各種 ３.プライヤー各種 ４.ハンマー各種 ５.ドリー各種 ６.六角レンチ各種 ７.ボックスレンチ各種 ８.ドライバー各種 ９.カッター 10.ホイールプーラー等プーラー各種 11.グリースガン、シャシルブリケーター 12.トルクレンチ 13.ノギス、マイクロメータ等測定器 14.各種スケール 15.スコヤ 16.フレーム・センタリング・ゲージ 17.トラム・トラッキング・ゲージ 18.サンダ各種 19.ポータブル・グラインダ 20.エア・スプレ・ガン各種 21.ポリシャ各種 22.コンプレッションゲージ、シックネスゲージ、ダイヤルゲージ、タイヤゲージ、トーインゲージ、キャンバキャスタゲージ、ターニングラジアスゲージ等各種ゲージ 23.サスペンション用測定機器 24.バキュームポンプ 25.圧力計 26.サーキットテスタ 27.比重計 28.エンジン回転計 29.タイミングライト 30.一酸化炭素測定器 31.炭化水素測定器 32.黒煙測定器 33.オパシメーター 34.スキャンツール 35.エーミング用ターゲット各種 36.板金用あて板各種 37.リベッター 38.タガネ
製品等の例（該当するものを選択すること。）	自動車整備完成車両が製品である。 対象車両：普通自動車、小型自動車、軽自動車、二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）、 大型特殊自動車（道路運送車両法施行規則（昭和２６年８月１６日運輸省令第７４号） 第２条別表第１に定める自動車（ただし、小型特殊自動車を除く。））

自動車整備分野参考様式第１号（育成就労実施者）　　（日本産業規格Ａ列４）

自動車整備分野における育成就労外国人の受入れに関する誓約書（育成就労実施者用）

次の育成就労外国人に育成就労を行わせるに当たり、下記の事項を誓約します。
※誓約事項の各項目を確認の上、□部分に☑を記載すること。

育成就労外国人の氏名 （国籍・地域）	

※　複数名について記載する場合には適宜欄を追加すること。記載しきれない場合には別紙に記載することも可とし、当欄には「別紙のとおり」と記載すること。

記

【誓約事項】

□１　入国後講習又は入国前講習において、国土交通大臣が指定する教材を使用して自動車整備分野に関する講習を実施することとしています。また、当該教材を使用して自動車整備分野に関する講習が実施されない場合は、育成就労計画の認定基準を満たさないこととなることを理解しています。

□２　育成就労外国人からの求めに応じ、実務の経験を証明する書面を交付します。

（注意）誓約事項を遵守することができなくなった場合は、速やかにその旨を外国人育成就労機構及び国土交通大臣に対し、報告を行うこと。

年　　月　　日　作成

申請者の氏名又は名称

作成責任者　役職・氏名

自動車整備分野参考様式第２号　　（日本産業規格Ａ列４）

自動車整備作業に関する実務経験の証明書

氏　　名		
実務経験期間	開始年月日	年　　月　　日
	終了年月日	年　　月　　日
	経験年数	年　　月
	□　上記経験年数には、オイル、タイヤ、灯火装置、ワイパーブレード等の交換作業のみの軽微な作業のみに従事していた期間は含みません。	
担当していた実務の内容（注）	□　道路運送車両法施行規則第３条に規定する特定整備作業 □　上記に掲げるものと同等の自動車の点検、調整及び交換作業	

（注）該当するものが複数ある場合は、該当するものを全て☑すること

上記に相違ないことを証明します。

作　成　年　月　日　　年　　月　　日

会　　社　　名

電　　話　　番　　号

作成責任者 役職・氏名

自動車整備分野参考様式第３号　　（日本産業規格Ａ列４）

養成施設における指導に係る実務経験証明書

氏　　名		
従事した自動車整備士養成施設	名称	
	住所	〒
実務経験期間	開始年月日	年　　月　　日
	終了年月日	年　　月　　日
	経験年数	年　　月
担当していた指導実務内容		

上記に相違ないことを証明します。

作　成　年　月　日　　年　　月　　日

養　成　施　設　名

電　　話　　番　　号

作成責任者 役職・氏名